

平成22年 第9回

教育委員会定例会会議録

平成22年9月14日（火）

港区教育委員会

# 港区教育委員会会議録

第2309号

平成22年第9回定例会

日 時 平成22年9月14日（火） 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	南 條 弘 至
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」	委員長職務代理者	半 田 吉 恵
--------	----------	---------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶 務 課 長	伊 藤 康 博
	教育政策担当課長	山 本 隆 司
	学校施設計画担当課長	村 上 利 雄
	学 務 課 長	新 宮 弘 章
	生涯学習推進課長	大 竹 悦 子
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	遠 藤 由 香 里

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2300号 第4回定例会（平成22年4月13日開催）

第2301号 第8回臨時会（平成22年4月27日開催）

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成22年度春の通学路点検の実施結果について
- 2 幼児・児童・生徒の事故発生状況報告について
- 3 社会教育委員の会議への諮問事項の中間報告について
- 4 港区社会体育優良団体表彰について
- 5 （仮称）港区スポーツ振興計画に向けたアンケート調査の実施について
- 6 スポーツセンターのプール休止について

- 7 生涯学習推進課の8月事業実績と9月事業予定について
- 8 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 9 図書館・郷土資料館の8月行事实績と9月行事予定について
- 10 図書館の利用実績について（平成22年8月分）
- 11 9月指導室事業予定について
- 12 問題行動調査の結果について

「開 会」

○南條委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成22年第9回港区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、半田委員から所用により欠席とのご連絡をいただいております。また、沼倉図書・文化財課長におきましても所要につき欠席の連絡をいただいておりますのでご承知おきください。

それでは日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○南條委員長 本日の署名委員は高橋委員にお願いいたします。

### 日程第1 会議録の承認

第2300号 第4回定例会（平成22年4月13日開催）

第2301号 第8回臨時会（平成22年4月27日開催）

○南條委員長 日程第1、会議録の承認に入ります。

平成22年4月13日開催の第2300号、第4回定例会、同年4月27日開催の第2301号、第8回臨時会の会議録につきましては、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○南條委員長 それでは、承認することに決定いたします。

### 日程第2 教育長報告事項

#### 1 平成22年度春の通学路点検の実施結果について

○南條委員長 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。

まず初めに「平成22年度春の通学路点検の実施結果について」。学務課長、説明お願いいたします。

○学務課長 それでは資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。今年度の春の通学路点検の実施状況でございます。

春と秋の2回通学路点検を実施しておりますが、今回は春の実施分についてのご報告になります。

2「通学路点検実施校一覧」に実施日と参加人数等を記載してございます。今回筭小学校が日程調整がどうしてもつかずに実施してございませんので記載はございません。

裏面に移りまして、3「今回の通学路点検によってあげられた主な意見」ですけれども、毎回やはり出てきているのですが、放置自転車・放置バイクが多い、路上駐車が多い、暗く人けのない場所がある、道路表示や白線が消えかかっている、それからスピードを出す車が多い道路がある、こういった意見が比較的多く出されているという状況です。改善が必要な箇所については、それぞれを管轄している道路管理者、警察に対応を依頼してございます。

4「平成21年度秋の通学路点検からの主な改善箇所」として、次にこちらの4件を載せてございます。

その他ですけれども、秋の通学路点検の実施を各小学校に対して現在依頼しているところでございます。

簡単ですが説明は以上です。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問はございますでしょうか。

○小島委員 高輪台小学校について、さきに近隣の方から陳情があつて、用地を購入したところの部分で、一部危険な箇所があるという陳情があつたのですが、今回の高輪台小学校の通学路点検で、その箇所について何か問題があるとか、指摘等はあつたでしょうか。

○学務課長 高輪台小学校正門前の道路の方で先日陳情があつたわけですけれども、その箇所自体が危険だという指摘はありませんでした。参考としまして裏面3の今回の通学路点検によって学校から挙げられた意見のところ、下から2番目、「横に広がって歩く子どもたちへ指導が必要」という、これは高輪台小学校の意見なのです。ここは正門の前の道路もそうですが、正門を出て右に曲がると榎通りというバス通りがあるのですけれども、そこは道路と歩道が完全に分離されているところです。そこの歩道を横に広がって歩くので、例えばバギーを引いたお母さんですとか、正面からこちらに歩いてくる方、そういう方にちょっと邪魔だというような話がありまして、子どもたちへの指導が必要だというまとめになってございます。

○小島委員 いずれにしても、陳情で危険だという指摘があつた箇所については、特に今回の通学路点検の報告では特に指摘はなかつたということですね。

○学務課長 そのとおりでございます。

○教育長 筭小学校の日程調整がつかかなかつたとのことですが、具体的に言うとどこ調整がつかかなかつたのですか。

○学務課長 詳細までは聞いてございませんけれども、学務課と調整がつかないということではありません。したがって、これまでもいくつか例はあるのですけれども、主に地域の方、あるいは警察の方との調整がつかない場合が多いということでございます。

○教育長 通学路点検は、総合支所、警察、地域の方、学校、教育委員会が協力してやっていますが、全体の調整がつかないからといって通学路点検をしないということはないと思いますけれども、その辺はどうなのですか。

○学務課長 これまでは期間を決めて実施しているのですけれども、期間より遅くなってもいいからやってくださいよという話はこちらからは何回も言っています。その上で調整がつかかなかつたのかと思いますが。

○教育長 これは全体調整がつかつかないの問題ではなくて、子どもたちの通学路点検なので、必ずやってください。警察との調整がつかないとしても、学校、PTA、あるいは教育委員会でやるとか、総合支所とやるとか方法はあります。必ず全校がやるということが一番大事なことでございますので、よろしく申し上げます。

○学務課長 確におっしゃるとおりです。必ずしも警察の方がいないからできないのかということではなくて、通学路点検の目的自体が、物理的な修繕というのもありますけれども、一つは危険な箇所を保護者と学校で共有するというのが一番の目的だと思いますので、日程調整がつかない場合でも実施するようにこちらの方から伝えたいと思います。

○南條委員長 ほかにご質問はございますか。

○澤委員 4番の「平成21年度秋の通学路点検から改善された箇所」というように具体的に改善されますよということでは難しいです。今回も、この歩道に放置自転車やバイクが多いというのは、その指導とか、道路表示や白線が消えかかっているというのは、昨年秋のときにはきちんと白線を新たに引いてくれたのですね。これは具体的にその場で担当部署に要望を出すという、そういう形になっているのですか。

○学務課長 道路管理者、警察、当事者がその場に基本的には出席しておりますので、そこで伝えてございます。

○澤委員 なるほど。それで簡単に改善されないような場合は、引き続き努力をしてもらっているのですか。歩道に放置自転車、バイクが多いなどは、警察かどこかにきちんと取り締まってもらう必要がある。その辺の継続的な努力もしてもらっているということになるのですかね。

○学務課長 ご指摘のあった一番上の「歩道に放置自転車・バイクが多い」。これはもう継続的にやるしかないということで、そのために春、秋2回の通学路点検で、そのたびに指摘をしていただいている部分もあるわけですが、そういった努力は一つしている。それから物理的にやっぱり難しいという場所も実はございます。そのような場合には、校長先生がおっしゃっていたのですけれども、やっぱり危険な場所を直すというの必要なだけけれども、危険な場所を把握共有して、子どもたちがそれを認識して、どうやったらその危険から回避できるのか、そういったものも子どもたちが生きる力になっていくのだよというお話、まさにそのとおりだと思います。そういった形で、できるところはやっていくし、物理的に厳しいところは子どもたちに注意を呼びかけていくと、そういった形になるかと思います。

○澤委員 それから最後の「子どもの前でルールを守らない大人が多い」。例えば信号とか、これはよく目につくことですが、なかなかこれは難しいですね。子どもはぜひとも安全の意味では守ってもらいたいけれども。うちの近くでも押しボタン式の横断歩道があって、大人の方は車が来てなければ子どもがそこで待っていても渡ってしまうような光景をよく見かけるのですけれども。私などはそういうことはやらないようにしないといけないですね。

○小島委員 子どもがいるときも、いないときもね。

○澤委員 子どもがまねしてしまうと非常に危険なので。この辺はなかなか難しい部分かとは思いますが。

○小島委員 この「歩道に放置自転車・バイク」はかなりの学校であるのですが、私のところで、白金第五町会ですが、町会でもこの放置自転車・バイクをなるべく少なくする運動をしています。それはもうずっと昔からやっているのですが、なかなか全部をなくすことはできません。学校だけ

でなく町会の方たちにもこうやって通学路点検に来ていただいて、学校と町会が連携して、常にこういう問題意識を持ってやっていれば、非常に素早い対応ができるので、この通学路点検で町会の方たちに入ってもらうのは大変いいことだと思うのですよね。

○澤委員 だから、子どもたちの危険を守るということは、イコール住みやすいまちづくりということに当然つながっていくので、住民一人一人がそういう意識を持つことが大切です。個人が路上駐車はいけないとかそういったことはなかなか言いにくいから、町会で言ってもらえればいいですね。

小島委員が言われているように、町ぐるみで子どもたちを守るという視点からも、住みやすい町をどうやってつくるかですね。

○南條委員長 よろしいでしょうか。

## 2 幼児・児童・生徒の事故発生状況報告について

○南條委員長 では次に、「幼児・児童・生徒の事故発生状況報告について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは教育委員会資料ナンバー2をごらんいただきたいと思います。幼児・児童・生徒の事故について、今年の4月から8月分までのご報告でございます。事故発生件数では、小学校が11件、中学校が1件、トータル12件でございます。

1枚おめくりいただきますと詳細な内容となっております。1件1件ご説明をしてみたいと思います。

まず白金小学校の1年生です。氷鬼という鬼遊びをしている最中に、児童同士がぶつかり、上の前歯の歯肉部分から出血をし、縫合をしております。もう一人の子も額部分からの出血があったとのことでございます。

次に赤坂小学校の1年生で、これは3件続いているのですけれども、いずれも代々木サイクリングロードに遠足に行って、自転車に乗って転倒したことによるものでございます。最初が、自転車をとめた直後に転倒し、左上腕部かじょう骨折。二人目が、自転車に乗ってふらふらした走り方をしていたところなのですけれども、指導員の職員が、車輪ではなく前方を見て走るように注意をした直後に自転車ごと倒れてしまったということです。転倒した際に眼鏡のフレームが右目の上に当たり、右目上の皮膚の裂傷と側頭部の打撲がございました。三人目が、なだらかな下り坂があるのですけれども、そこを下っているときに、自転車のハンドルの制御がきかなくなって転倒、左上腕部をかじょう骨折しております。

次が赤羽小学校の6年生です。合同体育の時間中、運動会の演目でドラゴンタワーというのがあるのですけれども、組体操を体育館で練習していたところ、被災児童が最上段に上る際に、バランスを崩して左手首の骨折と前歯上3本歯折でございます。

続いては高輪台小学校6年生です。これも運動会の組体操の練習中なのですが、1段目の児童が一斉に立ち上がる場面があるのですけれども、一斉に立ち上がる際に立ち上がれない児童がいて、

その上にいた2段目の児童がバランスを崩して、左肩から落下してしまい、左肩の骨折でございます。

次は白金小学校1年生です。体育の授業中に橋渡り鬼という鬼遊びをしていて、鬼の児童にタッチをされて転倒をして、左肩の鎖骨を骨折してございます。

1枚おめくりいただきまして、次は赤坂小学校の6年生です。これは箱根高原学園に行っていたのですが、移動教室の自由時間中に、部屋の中で靴下を丸めてボールにして、それをけて遊んでいたのですが、足を滑らせて、暖房器具の角に額を打って出血。額中央部を負傷してございます。

次は港陽小学校5年生です。クラスでのお楽しみ会で、校庭でキックベースをしていましたけれども、担任の先生と一緒にやっていたのですが、担任の先生がけたボールが被災児童の方に飛び、児童はひじを曲げて、両手を顔の前に出してボールを受けたのですが、その際に転倒をしてしまいました。左手首の骨折でございます。

次は高陵中学校2年生です。これは休憩時間ですが、友達の筆箱を取って、全力で走って逃げていた生徒が、筆箱を取られた生徒に追いつかれて、ワイシャツを引っ張られたときに足を踏まれた状態になって、筆箱を取った生徒が前方に倒れてしまったと。その際に、左手を床について、ついた左手の上に、自分の体がのしかかる状態になり、左の腕を開放骨折してしまった。左前腕の開放骨折でございます。

次は管理外の交通事故になりますけれども、南山小学校の3年生になります。母親と自転車での買い物途中で、信号の確認をして自転車で乗りながら横断歩道を渡ろうとしたところ、交差点に進入してきたタクシーと接触、転倒して足首を捻挫しました。

最後が三田小学校の4年生です。被災児童が同級生と三の橋付近を歩いていたところ、同級生が毛虫を見るために足をとめている間に、道路の反対側に渡ろうと思い立ち、信号のない横断歩道を横断した際に、道路を直進してきたタクシーと接触。タクシーのバンパーにぶつかり道路に投げ出されて、あごを打ちました。全身打撲とあごの傷が2センチございました。

簡単ですが、報告は以上でございます。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問はございますか。

○小島委員 赤坂小学校が、代々木公園に行ったときに自転車の事故が三つ続いているわけですが、この「かじょう骨折」とは、「かじょう」と平仮名で書いてあるので分からないのですが、どのような骨折なのですか。

○学務課長 かじょう骨折といいますのは、子どもに非常に多いひじの部分の骨折なのですが、ひじを伸ばした状態で、転んだときに手を強くついてしまうと、外側にひじが曲がって骨折をしてしまう、これがかじょう骨折です。

○小島委員 3件立て続けて起きていますが、これはどのようなことでこういうことになったのでしょうか。

○学務課長 遠足は1年生、2年生と行っていて、いずれも1年生の事故になるわけですが、

報告を見ると、走り始めたのが大体11時ごろなのですけれども、いずれも事故を起こした時間帯が大体11時15分とか20分とか、それから11時、走り始めだとか、まだ自転車になれていない段階での事故。恐らく自宅の方では皆さん自分の自転車に乗っているとは思うのですけれども、サイクリングロードの自転車、日ごろ乗っている自転車と違いますので、不慣れな面で転倒してしまったのではないかとということです。

○小島委員 1年生はもう自転車に補助をつけて乗れるぐらいに皆さんなっているのですね。でも、後の二人は補助なしですね。

○澤委員 あまり言いたくないのですけれども、3件も続いているということはそういう危険性のあるということを、引率教員が察知できなかったということですか。1年生がそういうところで初めて集団で自転車に乗る、そうすると習熟とか自転車への慣れとか、いろいろなばらつきとか違いが個々によってある。そういうことに対して何か認識が足りなかったということですか。

○学務課長 学校には確認をしたのですけれども、この遠足は1・2年生を対象にして1年置きでかなり前からやっているとのこと。確かに自転車に乗ること自体危険性はありますが、これまで事故というのは1件もなかったということですので、今年も予定どおりやったということなのですけれども、事故の後に学校で検討した結果、1年生の遠足として自転車に乗せることが果たして適切かどうかという点検を行った結果、次年度以降は行程を見直すということで結論に至ったそうです。

○指導室長 この赤坂小学校の事故については、私どもの指導室も、事前・事後事項ということで3点指導しています。学校遠足の実施体制について、教員だけではなくて全教職員が一度に低・中・高、つまり、1・2年、3・4年、5・6年と分かれて3箇所に行っているのですけれども、その場合にどこか1カ所に管理職が行っていないという状況が生まれるので、これはおかしいという指導の改善を求めている、これが1点です。2点目は、今ご指摘いただいたように、1年生の遠足の内容としてはいかがなものかということで、通常家庭ではやっておりますが、学校は1年生は通学路の安全を正しく歩くとかということで、自転車は3年生ぐらいの子どもの体力なのかという感覚もありましたので改善を求めたということです。三つ目はこの事故対応なのですが、たまたまこの1年生のところの引率には管理職は校長が行っているのです。校長が行っていて1件目の事故が起きた段階で、どうして2件目、3件目はとめられないのかと。多分危険を察知していれば、やっぱりこれは危ないからやめようとか、そんな判断も必要ではないかということと、さらに事後報告というか、第一報がかなりおくれて私どものところにありましたので、学務課から来た情報で知ったような状況でしたので、第一報のあり方と対応の仕方について指導の改善を申し入れています。

以上でございます。

○澤委員 子どもたちにいろいろな体験をしてもらうということは大事なことなのですけれども、同じところで3件もというのはちょっとどうかなと思いますね。

○小島委員 5月14日というのは、小学校に入学して1カ月ぐらいですよ。そうすると、先生

も一人一人の子どもたちの自転車に乗れる程度などは多分まだ分かっていないと思うのです。そういう時期に、子どもたちは全員乗ったのですか。だとすると、一人一人に対して危険性について実際には指導は難しいですね。

○澤委員 いろいろな経験をしてもらうことは必要なのですが、きめ細やかな指導も必要ですね。

○教育長 今、指導室長が話をしていたとおりだとは思いますが、避けられる事故となかなかこれは難しいというのがあると思うのです。その中で避けられる事故は徹底的に避けなければいけない。その危険予知能力が学校にないようでは、これは大変心配です。ですからやっぱり、こういったものについての、校長あるいは副校長、生活指導主任、それぞれの教員のところで研修をしてもらいたいと思います。いろいろな場所で機会をもって、安全指導についての研修を是非よろしくお願いします。

○小島委員 組体操で二つでしたね。今まで組体操でけがをしたというのは余りなかったような気がします、どうですか。

○学務課長 おっしゃるとおり、余り記憶にはないのですが。

○小島委員 危険な割に、余りけがはなかったような気がしますね。

○教育長 組体操というのは、やはり日常の生活ではないことをやるわけですから、危険であるということは、子どもたちも教員も認識しながら、通常は真剣な練習を積み重ねて本番を迎えております。だから案外少ないのかもしれませんが。今回は2件ということですが、ですから、子どもも先生もそういうものを十分に認識した上で、きちんと取り組まなければなりません。多少の危険というのはチャレンジですから、そういったものがないとやっぱり教育も成り立たないので、そういうこともあります。しかしそれは、最大限しっかりと情報を認識した上で練習していくことが大事だと思いますので、これもあわせて教員の一つの貴重な経験にしていくのだと、そう思います。

○南條委員長 それではこの案件はよろしいでしょうか。

### 3 社会教育委員の会議への諮問事項の中間報告について

○南條委員長 次に、「社会教育委員の会議への諮問事項の中間報告について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 社会教育委員の会議への諮問事項の中間報告についてご報告をしたいと思います。

資料ナンバー3をごらんください。平成20年12月、教育委員会から社会教育委員の会議へ諮問をいただきました事項について、中間の報告をいたします。

初めに資料の3枚目をごらんください。諮問経過になってございます。

社会教育委員の会議では、平成20年12月に諮問をいただいた後、まず初めに港区における社会教育事業の現状や、PTA、青少年委員の活動の現状、関連施設の活動の現状などを相互に発表し合い、確認を行った後、諮問内容に沿って議論を進めてまいりました。今年11月——諮問の中

にも、「答申期日 平成22年11月」と記載をされてございますけれども、本年11月の答申に向けて、現在家庭教育施策の整理を行っている途中でございます。本日は、これまでにまとまりました部分について、その概略をご報告するものでございます。

1枚目にお戻りください。現在、社会教育委員の会議では、答申を大きく四つの章にまとめて記載をする予定でございます。第1章から4章に分けるということで、今、第4章の提言の部分を検討している最中でございます。

まず第1章では、子どもたちを取り巻く現状について、最近の調査結果などをもとに、港区の子どもたちの生活実態を概観いたしております。港区子ども支援部が行いました、次世代育成支援対策行動計画策定に伴うニーズ調査、これが平成21年5月でございます。それから文部科学省国立教育政策研究所が、全国学力・学習状況調査というのを行いまして、その全国版、それから東京都、それから港区で子どもたちの状況がどうなっているかという平成21年12月の調査をもとに、朝食のとり方、それから起床時間、就寝時間、テレビゲーム、学習塾、携帯電話の使い方などを中心に、子どもたちの生活実態について概観いたしております。ここには記載しておりませんが、朝食のとり方では、学年が上がるにつれ、朝食を食べていない割合が増加していること。起床時間では、朝食時間や登校時間を考えると余裕がない時間に起きている傾向があること。就寝時間では、全国や東京都の状況に比較して、港区の子どもたちは明らかに遅い時間に寝ていること。塾に通う状況やテレビゲーム、携帯電話の使い方などから、家族との触れ合いやコミュニケーションをとる時間が少ない状況にあることなどが浮かび上がっております。第1章ではそういうものを記載してございます。

それから第2章では、家庭教育のあり方について議論の結果をまとめております。まず家庭教育は何かということで、教育基本法第10条で家庭教育を規定しておりまして、生活のために必要な習慣を身につけさせること、自立心を育成すること、心身の調和のとれた発達を促すというのが家庭教育の三つの柱ということで記載されております。社会教育委員の会議では、家庭教育については3本の柱を全て議論しますと大変散漫になりますので、今回子どもの生活習慣の確立を中心に議論を行ったことを述べてございます。またその上で、子どもの生活習慣の確立に向けて発達段階ごとに取り組むべき目標と、目標達成のために親に求められる具体的行動について整理を行っております。幼児期で五つの目標と具体的行動、小学生で四つの目標と具体的行動、中学生で四つの目標と具体的行動を記載しております。また諮問でいただきました父親的役割についても、この第2章で言及をしております。答申の中には詳しく記載をされておりますので、11月に答申を報告する折には、また詳しくご報告をさせていただきます。

第3章では、生活習慣の確立に向けた取り組みが困難になっている要因について、調査結果や会議で出た意見を中心に三つに整理をいたしました。一つ目は共稼ぎ家庭の増加や、子どもの年齢が高くなるにつれ、塾や習い事の時間が多くなるなど、親が子どもと接する時間が大変少なくなっている状況にあること。二つ目は、さまざまな社会状況から、親が育児に関する情報やスキルを獲得することが困難になっていること。三つ目は親が育児に対し負担を感じている割合が大変高いこと

をこちらの方で分析しております。

第4章では、今検討をしている最中ですが、1章から3章までを踏まえまして、今後取り組むべき家庭教育の施策について提言としてまとめる予定でございます。

今後、本年11月15日の答申を予定しておりますけれども、これに向けまして精力的に検討を重ねてまいります。なお、参考に資料2枚目に教育委員会からの諮問文を添付してございますのでごらんください。

報告は以上です。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問はございますか。

○澤委員 子どもたちが成長する上で非常に重要な家庭のあり方について、なかなか切り込むのが難しいテーマなのかと思います。いろいろ努力していただいて、今、生涯学習推進課長から説明があった内容、概要ですけれども、それを聞きますと、何かうまくまとまりつつあるような印象を持ちますけれども、課長の印象はどのようなのですか。

○生涯学習推進課長 大変議論が白熱して広がって行っているものを、やはりどこかに集約しなければいけないということで、委員の皆さんが大変ご苦勞をされてここまでまとまったという状況です。特にたくさんの議論を重ねたのは、父親的役割というのをどうとらえるのかということで、皆さん方の頭の中にある父親的役割というのがそれぞれ違いますので、それを集約するのに、議論の3分の1ぐらいの時間を使ったかと思います。

○澤委員 今課長が言ったように、我々などもそうですけれども、いろいろな感想とか印象とかはそれぞれあると思うのです。こういうことが問題だとか、ああいうことを考えなければいけないかという。ただ、それに筋道をつけて具体的にまとめるということになると、結構大変だということですが、今回は、今の課長の話ですと、子どもの生活習慣の確立ということに一つ柱を置いてまとめていただいている。

○南條委員長 これは学校からのご意見とかそういったものも加味しているわけですか。

○生涯学習推進課長 各幼稚園、それから小学校、中学校の園長先生、校長先生もメンバーに入っておりますので、きちんと意見がこの中に入っております。

○南條委員長 かなり辛らつというか、かなりいろいろな意見は出ていますか。

○生涯学習推進課長 はい。ちょっとまとめきれないくらいたくさん出ております。

○小島委員 第4章の一番最後なのですが、この1、2、3とあるのですが、「親に対する地域の取り組み例」ということなのですが、今、検討中の中間ですけれども、おおよそどんなことが考えられるのでしょうか。

○生涯学習推進課長 ここのところはまだちょっと議論がされていないのですが、例えばですけれども、親御さんがお子さんを連れて夜間出かけているような場合があるかと思います。親の生活時間に子どもを合わせているという実態もあるので、そういうときに地域の方から声かけをするとかそういう取り組みができないかな、などという話は出ております。

○小島委員 分かりました。

○澤委員 2枚目に平成20年12月の諮問事項がありますが、先ほど課長が言ったように、この諮問理由の中の中間からやや下のところに「父親的役割に着目した家庭教育のあり方を視野に入れて」とあります。この辺のところの一つの視点があるのですけれども、確かに父親的役割というのは漠然としていてなかなか難しいですね。その点は、もちろん片親のご家庭もあるし、そういう中で父親的役割というのをどのようにとらえてどのようにまとめていただくのか、その辺はどうでしょうか。

○生涯学習推進課長 性別役割分担の話になってしまうと違うのではないかという議論を、社会教育委員の中、会議の中ではさせていただいております。それで今まとめようとしているのは、家庭の役割は、社会的に自立した人間に育てる機能と社会と家族を温かく衣食住を提供して、十分な休養と活力を与えるようなそういう機能と二つに分かれるのではないかと。これは、一人親世帯であっても、二人親世帯であっても、十分にそういう機能を果たしている家庭もあれば、そうでない家庭もあるのでしょうか。そういう中で、父親的役割という言葉については、性別役割分担を想像するのではなくて、親が二つの機能、先ほど申しあげましたように自立した人間として育てる機能、社会との関係をうまく整理をしてあげる機能と家の中で十分に安らぐという機能の二つの機能を親が相互に持つ必要があるだろうということで、父母の性別によった役割分担ということではとれないで整理しましょうという話になってございます。

○澤委員 ありがとうございます。

○教育長 11月15日に最終の定例会がありますが、今後の予定として、当初諮問をするときに、この教育委員会の中でもどういう話があったかというのは、社会教育委員の皆さんが、この家庭教育を充実する方策について2年にわたって真剣に議論をいただいてきた内容を、ぜひ生かす方向で考えましょうという話だったわけで、今後の予定として講演会をするのかあるいはシンポジウムをするのか、どういう形でせつかくのこの答申を生かしていくのかという予定がありましたらお願いします。

○生涯学習推進課長 そういうご議論があったことは私も承知しておりまして、答申の第2章につきましては、親御さんがどういう取り組みをすべきかということを具体的に記載した章になっております。ですので、まず答申文というのは普通は大変堅苦しいものですが、この第2章を読んでもらえば、子どもにどう接したらいいのかと、具体的にどんな行動をとったらいいのかというようなものがわかるような内容にまずしようということで、社会教育委員の会議では議論しております。こここのところを読んでもらえるようなものをつくりたいとまずは考えております。

それから報告会になるか講演会になるかわかりませんが、ちょうど予算要求の時期でもありますので、来年につなげるような予算計上をしていきたいと思っております。

○教育長 社会教育委員の方々が、本当に真剣に2年間議論をしてきた内容ですので、少しでもこの答申が生かされる方向でやっていただきたいと思います。

○南條委員長 では、この件はよろしいでしょうか。

#### 4 港区社会体育優良団体表彰について

○南條委員長 次に、「港区社会体育優良団体表彰について」。生涯学習推進課長、ご説明お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは教育委員会資料ナンバー4をごらんください。港区社会体育優良団体表彰についてご報告を申し上げます。

教育委員会では、毎年体育の日に社会体育優良団体の表彰を行っております。今年度二つの団体を表彰団体として決定をいたしましたのでご報告を申し上げます。表彰団体の1番目はグループ円で、港区社会体育登録団体でございます。2番目が港区フォークダンス協会、こちらは体育協会加盟団体で、体育協会からの推薦を受けているものでございます。

資料の2枚目をごらんください。まずグループ円につきましては、どんな団体かということで概略でございますがご説明をさせていただきます。推薦理由のところですけれども、昭和53年12月に、体操を楽しむ19名の会員によって設立された団体で、32年間体操クラブとして継続して活動を行っております。また毎週水曜日の午前中にスポーツセンターを会場として、定期的な活動も行っております。32年間の活動の中で港区から転出した会員もいらっしゃいますけれども、多くの会員が活動を継続し、生涯を通じてスポーツに親しみ、健康で自立した日常生活を送れるような体力づくりに励んでおります。

地域または職場のスポーツ振興への貢献度ということですが、お年寄りの方が多く、生涯スポーツのお手本として素晴らしい活動をしているということで、今回決定をさせていただいたものでございます。

2枚目をごらんください。フォークダンス協会でございます。こちら推薦理由ですが、昭和37年創設以来、会員のみならず区内のフォークダンス愛好者に健康づくりと生きがいづくりを届けております。長年にわたり、みなと区民スポーツ・体育祭に積極的にかかわり、地域の方とのコミュニティーの振興を図る活動を展開しております。区民に踊ることの楽しさを伝えるために、スポーツセンターで「モダンダンス」の公開指導を行い、生きがい、仲間づくりに努めている団体でございます。

地域または職場のスポーツ振興への貢献の程度ということですが、高齢社会でも元気で活動できる環境づくりのための初心者講習会、指導者研修会を開催し、区民のフォークダンス人口の拡大、次代の指導者育成に尽力をしております。区内の福祉会館等にフォークダンスの出前を行い、利用者にフォークダンスを通じて体を動かす楽しさ、仲間をつくることの楽しさを伝えるなどのボランティア活動を行っている団体でございます。

以上2団体につきまして、本年10月11日、みなと区民スポーツ・体育祭の開会式におきまして表彰をいたしたいと思っております。

港区スポーツ運営協議会でもご意見をいただいております。グループ円は高齢の方が長期間継続して活動しているのは素晴らしいというご意見をいただきました。また、表彰候補団体数について要領に規定がないのであれば、複数団体の表彰も検討したらどうかというご意見をいただいております。

ます。私どもそういう視点で今回も当たりましたが、最終的にはそれぞれ1団体になったということで、こういう決定になったということでご報告をさせていただきます。

以上です。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問はございますか。

○澤委員 長年、地道に活動されていて、表彰されるのに相応しい団体かという印象です。この最初の「グループ円」さんというのは、会員は女性に限っているのですか。何かそういう制約は別になく、たまたま女性が53人ということなのでしょう。

○生涯学習推進課長 たまたまだと思いますが、元々女性がグループをつくった団体ということでございます。

○澤委員 なるほど。それで男性はなかなか入りにくいか。

○生涯学習推進課長 そうかもしれませんね。

○南條委員長 では、この案件はよろしいでしょうか。

#### 5 (仮称) 港区スポーツ振興計画に向けたアンケート調査の実施について

○南條委員長 次に、「(仮称) 港区スポーツ振興計画に向けたアンケート調査の実施について」。生涯学習推進課長、説明お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは教育委員会資料ナンバー5をごらんください。(仮称) 港区スポーツ振興計画に向けたアンケート調査の実施についてご報告を申し上げます。

これまで港区のスポーツ振興事業につきましては、基本計画及び教育振興プランに基づいて実施をしてございました。しかしながら、区が取り組むべきスポーツ振興における目標や課題、施策の概要を体系的に示すという計画ではございませんでした。そこで25年に新スポーツセンターの改築もございまして、そういったものの計画的な活用、またスポーカル、総合型地域スポーツ・文化クラブへの支援、それから区民の体力向上、それからスポーツ関係団体との連携・協力など、スポーツ振興施策を体系的にまとめる「(仮称) 港区スポーツ振興計画」を23年度策定したいと考えております。前提となります区民の皆様に関する意向調査を今年度実施したいと考えておりまして、その報告でございます。

手法といたしましては、20歳以上の区民を対象にアンケート調査の実施をいたします。10月下旬からアンケートを実施いたしまして、2月ぐらいに調査報告書をまとめる予定でございます。報告がまとまりましたらまた教育委員会の方にご報告をさせていただきたいと思っております。

4番目なのですが、23年4月、来年の話なのですが、「スポーツ振興計画策定委員会」を設置したいと考えておりまして、1年間かけて振興計画をつくっていききたいと、今のところ考えております。

以上です。

○南條委員長 ただいまのご説明に対しましてご質問はございますか。

○澤委員 日本全体、港区もこれからどんどん高齢化する中で、こうやってスポーツを通して――

それは高齢化した人ばかりではなくて、ここに20歳以上の方というのがありますから、港区の区民全体に対して、スポーツをどうやって行政として支援するか、あるいは皆さんにスポーツを楽しんでいただくか。そして健康に生活できるような、そういうことはすごく大事なことだと思うので、意欲的な取り組みだと思います。ただ、生涯学習推進課もいろいろなやることがあって、一方ではなかなか大変だという印象を持っています。これは、生涯学習推進課が主担当として、その下にといいとおかしいですけども、先ほどの「(仮称) 港区スポーツ振興計画策定委員会」をつくっていろいろ進めていくという、そういうことになるのですか。

**○生涯学習推進課長** はい。現在の法の規定では、スポーツ振興法の中でこういった計画をつくりなさいということになっております。計画を策定する際に、社会教育委員の会議に意見を伺いながらその計画をつくるようにということで、現行法上はそういう形になっております。ですので、社会教育委員の会議、それからちょっと小規模でありますけれどもスポーツ運営協議会のそれぞれの私どもが持っている会議体に意見を伺いながらつくりたいと、まずは思っております。

また、港区では計画策定については区民参画が基本になってございますので、参画区民の方々のご意見をいただきながら計画をつくりたいと考えております。

**○南條委員長** ではこの案件はよろしいでしょうか。

## 6 スポーツセンターのプール休止について

**○南條委員長** 次に、「スポーツセンターのプール休止について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

**○生涯学習推進課長** それでは教育委員会資料ナンバー6をごらんください。スポーツセンターのプール休止についてご報告を申し上げます。

休止期間でございますけれども、22年9月27日から10月2日までの6日間でございます。休止の理由でございますが、プールの換水、清掃、プール機械設備保守点検のためでございます。プールの換水につきましては、これまでも年2回実施してまいりましたが、昨年当委員会にご報告いたしました際に、実施時期と期間につきましてご意見をいただいております。まず昨年は12日間の休止期間でございまして、これをもっと短くすべきというご意見をいただきました。この3月の換水では10日間に、今回9月から10月にかけての換水では6日間に短縮するということが指定管理者と打ち合わせをいたしまして工夫をしております。また実施時期につきましては、昨年9月初旬、9月7日から18日の12日間でございましたけれども、まだ利用者が多い9月を避けるべきではないかというご意見をいただきました。今回は9月の終盤に実施することといたしております。

利用者への周知方法ですが、『広報みなと』、『ひろば』、『kissポート』などに掲載するとともに、館内ポスターとホームページでお知らせをする予定でございます。以上です

**○南條委員長** ただいまのご説明に対しましてご質問はございますか。

**○澤委員** 今年はすごい猛暑だったので、時期を9月末にずらしたということは、何かすごくびっ

たりですね。それとこの期間も随分短縮されて、いろいろ生涯学習推進課の努力で区民に沿った方向でできたという感じもしますね。

○南條委員長 それではこの案件はよろしいでしょうか。

#### 7 生涯学習推進課の8月事業実績と9月事業予定について

○南條委員長 次に、「生涯学習推進課の8月事業実績と9月事業予定について」。この件につきましては、資料の配布をもって報告といたしますので、後ほど資料7をごらんください。特に何かご報告することはありますでしょうか。

○生涯学習推進課長 特にございません。

#### 8 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○南條委員長 「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。この件につきましても、資料の配布をもって報告といたします。後ほど資料8をごらんくださいますようお願いいたします。

特に何かご報告することはありますでしょうか。

○生涯学習推進課長 まず資料の後ろから2枚目の学校屋内プール利用集計表というのをごらんください。

こちらですけれども、今年度一番上の港南小学校と下から2番目の高陵中学校の屋内プールを、港南小学校につきましては7月15日、高陵中学校につきましては6月3日から開放しております。それぞれ集計が入って7校が出そろったということでごらんいただきたいと思います。

港南小学校につきましては7月15日オープンなので、月の半分の実績ということで630、高陵中学校が7月丸々ですが807人ということで実績が入ってございます。きちんと利用されているということで開設をしてよかったと思っております。

それから先ほどの、その1枚前の、平成22年度運動場等利用集計表のちょうど中段あたりをごらんいただきますと、芝公園多目的運動場ということで、芝プールの利用実績が入ってございます。去年の実績と比べますと、9月半ばまで開放しておりますが、去年は5万5,043人でございました。今年度はまだ9月の実績が入らない段階で、6万1,317人ということで、かなり増えているということでございます。

○南條委員長 よろしいでしょうか。

#### 9 図書館・郷土資料館の8月行事実績と9月行事予定について

○南條委員長 「図書館・郷土資料館の8月行事実績と9月行事予定について」。この件につきましても、資料の配布をもってご報告といたしますので、後ほど資料9をご覧下さいますようお願いいたします。何かご報告することはございますか。

○庶務課長 本日、図書・文化財課長が欠席でございますので、代わりまして補足説明をさせていただきます。郷土資料館の特別展開催に伴う臨時休館等についてでございます。教育委員会資料ナ

ンバー9のおしまいから2枚目の裏面をごらんください。

「港区立港郷土資料館の臨時休館について」という文がございます。休館期間は、特別展の開催の準備の期間、それから終了後の整理の期間の2回でございます。まず、準備の期間としまして、10月12日から10月22日まで。終わりました後、整理の期間として11月29日から12月10日までの間、臨時に休館をいたします。理由につきましては、「江戸図の世界」という特別展、江戸時代の絵図とか地図、それらを中心に特別展示をするものでございます。特別展の詳細につきましては、10月の教育委員会で改めてご報告させていただきます。

利用者への周知方法は、資料に記載のとおり、さまざまな媒体を通して利用者への周知を図ってまいります。

続いて次のページをごらんください。特別展開催中の臨時休館及び臨時開館それから時間延長についてでございます。

特別展の開催中は、通常ですと休館になる日曜日、祝日を開館し、かわりに月曜日を休館いたします。資料で休館日をお示ししておりますが、臨時開館と臨時休館、これをセットでご理解いただければと思います。

あわせまして、特別展開催中の金曜日ですが、通常の開館時間は9時から5時のところ、19時45分まで時間延長いたしまして、利用者、来場者の利便を図ります。これにつきましてもさまざまな媒体を通して周知を図ってまいります。補足説明は以上でございます。

○南條委員長 よろしいでしょうか。

#### 10 図書館の利用実績について（平成22年8月分）

○南條委員長 「図書館の利用実績について（平成22年8月分）」の件につきましても、資料の配布をもってご報告といたしますので、後ほど資料10をご覧くださいませようお願いいたします。何かご報告はございますか。

○庶務課長 特にございません。

#### 11 9月指導室事業予定について

○南條委員長 次に「9月指導室事業予定について」。この件につきましても、資料の配布をもって報告といたします。後ほど資料11をごらんくださいますようお願いいたします。

特に何かご報告はございますか。

○指導室長 それでは1点、海外派遣の報告会について簡単に御礼を含めてご報告いたします。

まず教育委員の皆様におかれましては、ご出席ありがとうございました。当日、保護者137名、児童23名、一般の方13名を含む324名という多数の出席をいただきまして盛大に報告会が行われました。今年度は特に小学校の団長の意向も受け、小学生一人一人が発表をし、発表の仕方も工夫がみられたところでございます。

以上、簡単ですけれども、ご報告といたします。

○**小島委員** 報告会の感想なのですけれども、毎年皆さん、生徒は一生懸命やっていますが、今年もオーストラリアで自分が体験したこと、経験したこと、いろいろ本当に熱心に発表していました。それからまた、会場の後ろにノートが展示されていましたが、皆さん自分でまとめをやっていたのですが、その内容を見ると、また丁寧に一生懸命つくっていて本当に感心しました。この事業が子どもたちにとって本当にプラスになっているのだと。それからそれがまた波及して、港区の小中学校の国際理解教育に非常にプラスになっているということを実感したので、ちょっと感想を述べさせていただきます。

9月指導室事業の一番最後の主幹教諭研修会の講義の「外国人児童・生徒教育の現状」という、この「外国人児童・生徒」というのは、どういう児童ですか、各小学校・中学校に在籍している子どもさんということですよ。そういう生徒さんの現状というのは、どのような問題点を持ってこういう研修をするのでしょうか。

○**指導室長** 外国人児童・生徒教育ですので、日本に在籍する外国籍のある児童・生徒の教育について、例えば言葉が分からない場合に、日本語適応の状況ですとか、それからまた教科書をどのようにしているとか、あるいは保護者との相談とかをどうしているかとか、あるいはもうちょっと上に行くと、中学生の場合は進学、進級の場合はどうしているかとか、そういったさまざまな教育における現状と課題について、ここにございますように統括指導主事が講師となって講義を行うということでございます。

○**小島委員** 現状で特に問題になっているのはどんなことでしょうか。

○**指導室長** やはり言葉が通じないというのが一番大きなところかと。生徒同士あるいは児童同士は、普通の遊びの中ですぐに日本語を覚えていくのですが、実際にやっぱり教科の学習とかいう部分がまず考えられます。それからもっとその前提として、日本に適応できているかどうかということもありますので、小学校でいえば算小学校の日本語学級であったり、あるいは各学校が派遣している日本語適応指導派遣といったものも活用しながら港区はやっておりますけれども、そういった各学校のそれぞれの現状を、話を課題としてとらえて、それに対してどのように対応していくかという話をしようと考えています。

○**小島委員** 現状の中の一つの問題点として、港区においでになっている外国人のご子弟がどの程度港区の公立小・中に来ているのか、もう少し増やすにはどうしたらいいのかという点を考えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○**指導室長** 外国の方なので、日本の教育をどのようにして受けるかということ、例えばインターナショナルスクールであったりとか、逆に日本の学校に入れて、日本の文化・伝統、教育を学ばせようという、そういう保護者の考え方もありますので、今の小島委員のご指摘を受けて、少しでも検討はさせていただきたいと思っております。

○**小島委員** 港区のどの小学校にするかは別として、1校ぐらい、公立小学校の中にインターナショナルスクール的な機能を持たせて、外国の方々になるべく多く我々の区立小学校に来ていただければいいという希望を私は持っているのですが、そのような考え、発想というのはどうでしょうか。

○教育政策担当課長 今、国際学級の設置に向けて検討を進めているところでございます。東京学芸大学の中にあります国際教育センターというところと一緒に外国人児童と日本人の児童に対する国際理解教育の進め方、また教育相談など外国人の保護者とコミュニケーションのとり方であるとか、そういった部分も含めて研究調査をしているところでございます。

○小島委員 ぜひ港区でも、そういうインターナショナル的な内容が充実すれば、港区の子どもたちにとっても国際理解教育につながるので、私としましては、ぜひそこら辺を積極的にお願いしたいと思います。

## 1 2 問題行動調査の結果について

○南條委員長 次に「問題行動調査の結果について」、指導室長、説明をお願いいたします。

○指導室長 教育委員会資料ナンバー12をご覧ください。表題は「問題行動調査の結果について」ということをご報告いたします。

「問題報告調査」と簡単に書いてございますが、資料の後半、下の方にですね、正式には「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」という、文部科学省が全国一斉に行っている調査の資料でございます。

初めに港区立小・中学校におけるいじめの推移についてです。いじめにつきましては、その定義と件数のとらえ方が途中で変わりましたが、平成21年度につきましては、小学校が21件、認知率が1.11、中学校が件数9件、認知率0.90となっています。小学校の方は前年度平成20年度に比べまして件数で4件、認知数で0.22ポイント増。中学校につきましては1件減、ポイントで0.1ポイント認知率が減少してございます。

ただ、東京都と比べますと、東京都は小学校のいじめの発生率ですが1.28に比べて、港区は少ない状況であり、中学校の方は東京都と比較しまして2.85から0.90と、大幅に少ない現状になっております。

ただ、今年度も、全国でいじめが原因と考えられる小中学生の自殺が相次いでいるということもございまして、今後も引き続き、個々の面談やあるいはカウンセラー等の連携を図るなど、さまざまな努力を行い、引き続きいじめの未然防止に努めてまいりたいと思います。

続きまして、港区立小・中学校における不登校児童・生徒の推移についてです。

不登校につきましては、小学校においては20年度17件から21年度13件ということで4件減少しております。8校13人、不登校児童がおります。それから中学校におきましては9校40人、平成21年度に不登校生徒がおります。

お台場学園は小中学校それぞれカウントしておりますので、逆に言いますと小学校では11校不登校ゼロ、中学校では1校不登校ゼロという理解もできます。

出現率につきましては、小学校では前年比0.07ポイント減、都との比較におきましては0.12ポイント下回っております。中学校におきましては、前年度より0.13ポイント減、東京都との比較としましても0.75ポイント減となっております。

特にこの平成21年度から22年度につきましては、適応指導教室であるつばさ教室との連携、あるいは学校のカウンセラーとの連携を強化することによって、若干不登校の児童・生徒数が減少している傾向があるのかということが読みとれます。今後も各学校や関係機関と連携しながら、さらに工夫改善を図ってまいります。

以上、簡単ですけれどもご報告といたします。

○南條委員長 ただいまのご説明に対しまして質問はございますか。

○小島委員 いじめについてですが、小学校の方は発生件数が21件で、率としては前年よりちょっと増えたということで、中学校の場合は発生件数9件、前年度と比して率はちょっと減っているということなのです。いずれにしても小学校で21件、中学校で9件いじめが発生したということは、いじめの影響力、特にいじめを受けた子どもの心身の健全な発育、あるいは対人関係等を考えると、やはりいじめはもう発生させないというぐらいの覚悟で、従前から一生懸命学校はやっていただいているわけですが、なお一層発生させないということをお願いしたいと思います。

○澤委員 現場の先生方、あるいは指導室の指導で、区のパーセンテージも全国平均よりはかなり低い。そういうお子さんをお持ちの親の立場でいけば、みんな子どもたちが元気に学校に通ってもらいたいというのが親の希望でしょうから。それをどうやって学校がサポートしてあげられるかということで、引き続きよろしく願いいたします。

○教育長 この資料については、学校への配布、あるいは指導というのはどうなっていますか。

○指導室長 教育委員会に報告後、校園長会には情報提供し、それから具体的には、生活指導主任会、それからカウンセラー等の連絡会等で、より連携を深めると同時に、一人一人の子どもへの家庭訪問ができれば本当はいいのですけれども、なかなか厳しい状況もありますので、より学校側からのアプローチを強めていくということで指導していきたいと思っております。

○教育長 いじめもそうなのですが、不登校については、児童虐待とのかかわりというのも、今全国的に非常に多くなっていますので、不登校の状況把握というのが一番大事だと思います。そういうことを踏まえて、より学校への指導を的確に行っていかなければならないと思っています。

○小島委員 小学校の不登校というのは非常に厳しいという感じがするのですが、原因は主にどんなことが多いのですか。

○指導室長 不登校の一番の原因と申しますか、不登校となったきっかけと考える状況ということで、その13名のうち、1、2を争うのは、一番はやはり、小学校の場合は親子関係をめぐる問題と学校はとらえております。それから次に、家庭の生活環境の急激な変化。例えば先ほど教育長の方からご指摘いただいたように、虐待などは、家庭、親と子どもとの関係という意味では、きっかけとなった影響は非常に大きいかと考えます。そのほかは、本人にかかわる問題等です。

中学校は圧倒的に、これはとらえ方の問題もあるのですが、その他本人にかかわる問題が多いのですけれども、やはり親子関係をめぐる問題というのが1番で、2番目が学業の不振、3番目が友人関係をめぐる問題と、このような状況になります。

○小島委員 親子関係とは、先ほどの家庭の教育の調査に関係してくるのですかね。今の話ですと

親子関係が一番、小学校も中学校も大事なようですね。

○指導室長 補足です。親子関係をめぐる問題というのは、例えば親の叱責、親の言葉、態度への反発等で学校に行きたくない、行かないというものでございます。それから家庭の生活環境の急激な変化というのは、単身赴任等の出張等と、そんなような状況があります。ただ、その内訳の中には、家庭内の不和ということで、両親の不和、祖父母と父母との不和等の本人にかかわらないものというのも若干数字的には見られます。

以上です。

○南條委員長 そういったものの資料は、こちらの方にも公開されるのですか。

○指導室長 数字は公開されますが、具体的なデータは、現在、港区の状況では公開しておりません。

○南條委員長 といいますのも、先ほどの社会教育委員の会議の調査の資料には大変役に立つとは思いますが、そこら辺をリンクするとどうなのかと思ひまして。

○教育長 確かリンクしていると思います。

○南條委員長 リンクしていますか。

○指導室長 先ほどの全国学力・学習状況調査とあわせて、この問題行動等の調査も、データ的には、多分情報提供していくかと思ひます。

○南條委員長 はい、分かりました。この案件はよろしいでしょうか。

「閉 会」

○南條委員長 本日予定しております案件は全て終了いたしました。庶務課長、何かありますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

○南條委員長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、9月28日火曜日午前10時からの予定です。よろしくお願ひいたします。

皆様、お疲れさまでした。

(午前11時24分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長職務代理者 半田 吉恵

港区教育委員会委員 高橋 良祐